

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
翌日が休きど日
の場合は、
その翌日)

鳥取県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十三年七月二十三日	森脇耳鼻いんこう科医院	倉吉市越殿町一四五〇番地ノ三	耳鼻いんこう科	森脇耳鼻いんこう科医院
		倉吉市新町三丁目一〇一八番地四	気管食道科	昭和四十三年七月二十二日

鳥取県告示第五百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登 録 の 記 号	登 録 の 年 月 日
石 井 喬	米子市旗ヶ崎四区有田方	鳥医三八四	昭和四十三年八月三日
山上 英明	鳥取市田島一九六	一鳥医三八五	十日

鳥取県告示第五百八十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県告示第五百九十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石破朗

一 実施の目的

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分

べん前後一月以内のものを除く。

2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

別表

実施期日		実施区域		実施場所
一月次	二月次	三月	四月	
九月	六日	九月	九日	大山町
		十日	十三日	淀江町
		十一日	十四日	日吉津村
		十四日	十七日	中間、佐陀
		十六日	十九日	金田、御内谷
		二十四日	二十七日	日吉津
		二十七日	三十日	福成、阿賀
		二十八日	二十八日	原、猪小路
		二十九日	二十九日	法勝寺
		三十日	二十二日	岩立、金屋谷、大平原
		十一日	十三日	福岡、福居、畠地、間地
		十四日	二十七日	宇代、谷川、宮原、三部
		二十五日	二十八日	大坂、富江、柄原

実施期日	実施区域	実施場所
九月十一日	岸本町	大山放牧場
二十四日	大山町	神田
	香取診療場	

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

鳥取県告示第五百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月二十三日から用途

廃止した。

昭和五十三年九月三十日まで

四 存続期間 昭和四十三年十月一日から

三面積 二三五ヘクタール

二
区域
鳥取市浜坂

卷之三

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事

而皮

1

朗

場所	面積(平方メートル)	用途
鳥取市正蓮寺字前田 一三六番地先から 一三六番地先まで	一九一・一五	道路敷
字小丸山 一二五ノ一一番地先から 一二五ノ一一番地先まで	一六五・四〇	"
字前田 一二七ノ一一番地先から 一二七番地先まで	一二・八〇	"
一四一番地先から 一四一一番地先まで	六五・二〇	"
一三五番地先 一二七番地先から 一四六番地先まで	一二六・七〇	水路敷
一六九・六四 雜種地	五四・七〇	"

00113

鳥取県取引公報

鳥取県知事第444号

道路法（昭和17年法律第480号）第七条第一項の規定に基いて、

県道の路線を次の通りに認定する。

その關係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和43年8月21日川田

鳥取県知事印
破 11 聰

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地	備考
197	大山土幡田線	大山驛	縣境	國山驛 國山縣境 郡上村大字 上福田 (県道倉吉江府線 終点)	

公告

昭和43年度鳥取県警察官採用試験を次の要領により実施する。

昭和43年8月23日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官（巡査）の採用試験です。

採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員 約15名
- (2) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮

捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

(1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

昭和19年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた男子に限ります。ただし、高等学校を昭和44年3月31日までに卒業する見込みの者は、昭和25年4月1日までに生まれた者でも受験できます。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

ア 教養試験

警察官として必要な一般知能及び教養について、採一式により行ないます。

報公県島日曜金田昭和43年8月23日

5

1 作文試験

警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。

2 適性試験

警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

(2)

3 日時及び場所

昭和43年10月25日(金)に鳥取市及び米子市において行ないます。

(3) 第1次試験合格者の発表

昭和43年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験

主として人物について、個別面接による試験を行ないます。
身体検査及び体力検査

職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には次のような基準があります。

(ア) 身長 160cm以上であること。

(イ) 体重及び胸囲 身長に相当する发育をしていること。

(ウ) 視力両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、きょう正視力が1.0以上であること。

(エ) その他 余色力が完全で、身体に奇形その他の異常のこと。

ウ 身体精密検査

胸部疾患、性病等の伝染病疾患、その他の疾患の有無について行ないます。

(2) 日時及び場所

昭和43年11月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験の合格者に通知します。

3 身上調査

受験資格の有無、申込記載事項の真否その他について行ないます。

4 最終合格者の発表

昭和43年11月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

5 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用合格者名簿に登載されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績欄に提示され、改めて身体検査を行なつたうえで、採用者が決定されます。なお、採用は、昭和44年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間初任教養を受けたのち、それぞれの勤務所に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとおりの給料月額が支給されますが、経歴のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給与額が決定され、毎年1回昇給します。そのほか手当として扶養手当、期末・勤勉手当(約4.4月分)、特殊勤務手当等が支給され、制服その他必要な被服も貸与されます。

(第三種郵便物認可) 昭和43年8月23日 金曜日

学歴区分	入校時の給料月額	卒業時の給料月額
大学卒	25,406円	28,548円
短大卒	23,470円	25,406円
高校卒	21,546円	23,270円

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票のはがき欄に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはつください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

申込は、昭和43年9月24日（火）から昭和43年10月18日（金）午後5時までです。郵便による場合は、昭和43年10月18日（金）午後5時

までの着信に限ります。

(4)

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

製糞衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、製糞衛生師試験を次のとおり実施する。

昭和12年8月22日

鳥取県知事 石破二朗

1 受驗資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製薬衛生師養成施設において1年以上製薬衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

事したもの

(3) 製菓衛生師法の施行(昭和41年12月26日施行)の際に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第47条に規定する者を除く。)で、

報公県取

菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年をこえていたもの又は同法の施行の日後3年をこえるに至つたものなお、旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号の一に該当する者は、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

2 試験の日時

昭和43年9月15日 午前9時

3 試験の場所

(1) 烏取、郡家、浜村の各保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市巣城 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子、根雨の各保健所管内の受験者

米子市郷町1丁目 鳥取県西部総合事務所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 農業学

(6) 製菓理論及び実技

5 受験手続

(1) 提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(2) 提出書類

ア 受験願書（様式第1号によること。）なお、県外の居住者については受験願書の余白に受験希望地を記載すること。

イ 履歴書（特に菓子製造業務に関する経歴を詳細に記入すること。）

エ 菓子製造業従事証明書（様式第2号によること。）

オ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの）

(3) 提出期間

昭和43年8月26日から昭和43年9月3日まで。ただし、郵送の場合

は提出期間内の日付けの消印のあるものに限り有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書につけ、
消印しないこと。

7 携行品

筆記用具

8 その他

00117

(第三種郵便物認可) 昭和43年8月23日 金曜日

報 公 県 取 鳥

- (1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
- (2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

様式第1号

欄
り
づ
け
紙

製菓衛生師試験受験願書

日

年

月

鳥取県知事

殿

本籍

住所(番地及び〇〇方を記入すること。)

氏名(印)
年月日生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。

- (1) 履歴書
- (2) 法第5条又は法附則第2項に該当することを証する書類(菓子製造業で従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。)
- (3) 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)

00118

第3964号 (第三種郵便物認可)

昭和43年8月23日 金曜日 鳥取県取扱公報

9

様式第2号

菓子製造業従事証明書

1 従事者

本籍
住所

氏名

年 月 日生

貢段行

中上八

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正